

参議院議院運営委員会會議録第六十八号

昭和二十七年七月十日(木曜日)午後二時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 寺尾 豊君
理事 加藤 武徳君
木村 守江君
赤木 正雄君

委員

草葉 隆圓君
長谷山行毅君
澤淵 春次君
安井 謙君
高橋 道男君
菊川 孝夫君
相馬 助治君
大隈 信幸君
矢島 三義君

委員外議員

松浦 定義君
副議長 三木 治朗君

事務局側

事務総長 近藤 英明君
参事(事務次長) 芥川 治君
参事(記録部長) 小野寺五一君
参事(議事部長) 河野 義克君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君

本日の会議に付した事件

- 議院の運営に関する件
- 万国郵便連合大会議の実情等調査のため議員派遣に関する件
- 列国議会同盟会議に関する件
- 国会職員法等の一部を改正する法律

案(衆議院提出)

○委員長(寺尾豊君) 会議を開きます。先ず本会議開会の日取り等に関する件をお諮りいたします。

○菊川孝夫君 この件につきましては、理事會においてもあらかじめ協議をしたこととございますので、理事會の経過を報告願つて、それを議運で承認するかしないかというところで、そのようにお願ひしたいと思います。

○加藤武徳君 今菊川君の御発言の、理事會におきましては各会派の意見が出たようでありまして、我々の意見がいたしました重要な法案がまだ随分残つていますし、本会議等は定例日にはきち／＼お開き願ひたい、こういう強い希望を持つておつたのであります。他の会派等の御意見が来週

の三四の定例の本会議を休んだらどうか、こういう強い御意見等が出て参りましたので、私のほうも止むを得ずその方法に同調した、こういうのが理事會における実情なのであります。従いまして理事會の結論は、来週の三四の本会議の定例日、これは休もうというのが理事會の結論であつたという工合に私は了解しております。なお、その際に附け加えて各常任委員会は極力既定方針通り審議を続行するのだ、こういう全会一致の申合せがあつたという工合に了解しておりますので、そのことも附け加えておきます。

○赤木正雄君 今理事會の一部のお話で自由党のほうからお話になりましたが、私も理事會に出ておりまして、皆様の御同意も又理事會の一致した決議としてお出しになったことを一言申したい。それは、御承知の通り内閣委員會が非常に熱心に審議しておられる。その観点から、十二日までに委員會を上げて、十四日の本会議に上程したいという内閣委員長の強い御希望がござい

ますが、本会議に上げる上げぬは、これは議運の問題でありますから、御承知のように内閣委員長はそれに対してはこれこれおつしやならなかつたのであります。併し今加藤さんがおつしやつたときに、委員會云々と言いました。その、あの理事會に出ました委員會と申しますのは、折角内閣委員會で盛んに審議しておられますから、十二日前にあの問題を上げるように各会派から出たおる委員の人に強く要望する。こればどの会派もみなそういう意見であつたのです。これは一番大事なこと、本会議が延びるために内閣委員會がだれては困るから、委員長に対して相済まないから、この強い要望を加藤さんが抜いておられることは、これは不満であります。

○加藤武徳君 私の表現が足りませんで、大変恐縮いたしました。今の赤木委員の御話のように、内閣委員會におかれては是非十分の御審議を願う。そうして各会派の委員も決して気をゆるめないうことが強く申合せされたというところは赤木君のおつしやる通りであります。

○菊川孝夫君 只今赤木さんから御発言になつた点並びに加藤君から報告されました点を含めまして、赤木君の発言を前提として、そうして理事會の決定を承認することに賛成したいと思ひます。

○委員長(寺尾豊君) 菊川君の御意見通り決定をいたしました。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(寺尾豊君) さよう決定いたします。

なお附加えて申上げておきたいことは、理事會におきまして私に、河井委員長に一応御挨拶をするように、了解を賜るよう、札を盡すようにという指図がありましたので、委員長に会つて、幾々議運の各位の意見を申上げまして、只今赤木さんがおつしやつたように、内閣委員を出しておる各派においては十二分に気を緩めない、委員長に協力をする、そういうことも申上げた次第であります。それほどもで議運の各位が熱意を持つてやつてくれるという点ならば、進んで賛成はしたいが、御決定に対しては従ひます。こういう御返事でありますから、附加えて申上げておきます。

○委員長(寺尾豊君) 次に万国郵便連合大会議の実情等調査のための議員派遣に関する件及び列国議会同盟會議に関する件をお諮りいたします。

○事務総長(近藤英明君) 本件につきましては便宜私から理事會の決定の状況を申上げたいと思ひます。

第一に、郵便會議の件につきましては、時間的に今からでは間に合わないから、やむなくこれは今回は取りやめという御決定でございます。

それから同盟會議の点につきましては、二十日まで正式メンバーを連絡してもらいたいという先方の書面が二十一日になつて来たというふうな関係もありまして、二十日に正式加盟の返事ができなかつた。そこで今日以後において人選等をして、連絡いたしても、正式加盟の手続ができるかどうかという点を先方に照会すべしと、こういうような御決定であつたと思ひます。なお、その場合に附加して、各国の上下両院議員の出席はどういう返事になつておるかという点も問合すべし、こういう御希望があら

は、なお上院議員が主たる構成メンバーであるところの万国商會會議のほうで戦後どうなつておるかという点も照会をしようというお話、それから次の点といたしましては、日本国の同盟會議に正式に取組むか、このことは直ちに正式に取組むか、これは内閣の議長に御一任申上げるという御決定であつたかと存じます。

○委員長(寺尾豊君) 以上事務総長から申上げた点に對します打電に對する御返事をいただきましたら、これを中心に再び理事會を開いて、而して理事會の協議をしよう、それから議運の正式會議にお諮りする、かようにその方針を一応きめたのであります。御

承認を賜わりますことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) さようにいたしますと存じます。

○委員長(寺尾豊君) 次に国会職員法等の一部を改正する法律案に関する理事会の経過を菊川さん、一つ……。

○菊川孝夫君 この国会職員法等の一部改正につきましては、庶務小委員会において立案に當つて審議をいたしております。そのまま衆議院の議員提案として出されております。従つて庶務小委員は一応タツチしてから審議もしてあるわけですが、議院運営委員としては審議をして頂きたいことが一つと、もう一つは、人事委員会から、本法案は人事委員会に付託せよという全会一致の申出もありましたので、その他の経緯を考えまして、又一つには、職員組合のほうから是非とも意見を聞いてもらいたいという要望もございまして、これらの点を勘案いたしまして、一応各常任委員会において法案を審査するような形をとつて、例えば半日ぐらい公述人として組合並びに専門員等と呼んでその意見を聞く、或いは一日は議運と人事委員会の連合審査会を持つ、それからこの審議をする、こういうような形式をとつてこの法案を上げるようにしたらよからうということ、大休理事会としてそういうふうに全員意見が一致を見た次第でございます。日取につきましては大体二十一日、加藤君からは十四日からという御意見もありました。これは無理だということで、二十一日から開くということにして、これら

の日取については議院運営委員長に一つそれを含んでもらうということにして、それから人事委員長にも委員長から御手配願ひ、こういうふうにしたらどうか、こういうことに決定した次第であります。

○委員長(寺尾豊君) 菊川君の御報告通りこれを御了承賜わりますことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(寺尾豊君) さような方針にいたします。

○赤木正雄君 念のためにお聞きしますが、さつき加藤さんから、来週三日開本会議を開かれぬということをおつしやいましたから、二十一日は本会議があるのですか。

○委員長(寺尾豊君) そういうわけでありまして。

散会いたします。

午後三時九分散会

昭和二十七年八月七日印刷

昭和二十七年八月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局